

第9回

社労士向けセミナー

～同一労働同一賃金，「正社員と契約社員の割増率に差を設けていませんか？」メトロコマース事件最高裁判決を題材として～

日時 2020年
12月18日（金）17:00～18:00

場所 弁護士法人ALAW&GOODLOOP福岡
オフィス(福岡市中央区天神2-14-2福岡証券ビル7階)

受講料 5,000円(税込)

メトロコマース事件最高裁判決を弁護士が解説します。本セミナーの目的は、一つの最高裁判決を深く、深く、掘り下げることによって、同一労働同一賃金規制がいかなるものかを理解することにあります。顧問先や関与先に対する具体的なアドバイスをする力を身につけていただくことを目標としています。



〈講師〉
弁護士 植木博路

お問い合わせ
TEL:095-895-7532